

第153回定時株主総会 招集ご通知

日時 令和8年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：9時30分）
場所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新大手町ビル 4階429区 当社会議室

株主総会にご出席の株主の皆様へ

ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意は
ございません。何卒ご理解賜りますようお願い
申し上げます。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/9171/>



○目次

第153回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第153回定時株主総会会場ご案内略図

栗林商船株式会社

(証券コード 9171)

証券コード9171
令和8年6月9日
(電子提供措置の開始日令和8年6月1日)

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
栗林商船株式会社
代表取締役社長 栗林宏吉

第153回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第153回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第153回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kuribayashishosen.com/ir/library.html>



上記ウェブサイトへアクセスして、「招集通知」を選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

ネットで招集 ウェブサイト <https://s.srdb.jp/9171/>



東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名(栗林商船)又は、証券コード(9171)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただいた上で、令和8年6月25日(木曜日)午後5時までに到着する様ご送付をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和8年6月26日(金曜日) 午前10時 (受付開始: 9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新大手町ビル 4階429区 当社会議室
3. 会議の目的事項
 報告事項
 1. 第153期(自令和7年4月1日至令和8年3月31日) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第153期(自令和7年4月1日至令和8年3月31日) 計算書類報告の件**決議事項**

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役1名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件

以 上

-
1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参の上、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への配当を最重要課題の一つと認識しており、可能な限り安定した配当を継続していくことを基本方針としております。期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金 60円 総額 741,176,700円
(うち、普通配当30円、特別配当30円)

(2)剰余金の配当が効力を生じる日

令和8年6月29日

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、資本市場・マクロ経済に関する専門的知見の強化および取締役会の多様性向上を目的として、取締役1名の増員をお願いするものであります。

つきましては、取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案が原案どおりに承認可決されますと、当社の取締役は現在の9名から10名になります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
せら あやこ 瀬良 礼子 (昭和42年 7月17日生) 新任・社外	一株	平成2年4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社 平成15年12月 同社市場金融部マーケット・ストラテジスト 平成29年10月 同社マーケット企画部主管兼マーケット・ストラテジスト 令和3年4月 同社フェロー役員マーケット企画部マーケット・ストラテジスト 令和8年4月 同社上席理事マーケット企画部シニアマーケットストラテジスト（現任） 現在に至る
社外取締役候補者とした理由および期待される役割 長年にわたり金融機関において資産運用業務および金融市場・経済分析業務に従事し、豊富な専門知識と経験を有しております。特にマーケットストラテジストとして培われた資本市場およびマクロ経済に関する高い見識を有しております。 これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、金融・経済の専門家としての知見を活かし、当社の経営に対し資本市場の視点を踏まえた有益な助言および提言をいただくことが期待されるため、社外取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 瀬良 礼子氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提訴された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

取締役・監査役のスキルマトリックス

当社は、持続的な成長に向けた実効性のある企業統治体制を確立するため、幅広い事業経験および多岐にわたる高度な専門性、知識を有する取締役・監査役を選任しております。

議案が原案どおり承認可決された場合の取締役の構成および各取締役・各監査役の代表的なスキル・専門的知見は以下のとおりであります。

取締役・監査役スキルマトリックス

氏名	現在の当社における地位	専門性・経験および知見								
		企業経営	財務・会計・金融	営業・マーケティング	法務・コンプライアンス	グローバルビジネス	船舶技術・安全	人事・労務	物流業界知見	IT・DX
栗林 宏吉	代表取締役社長	○	○	○		○	○		○	
楠 肇	専務取締役			○		○	○	○	○	
稲田 博久	専務取締役		○			○	○		○	
栗林 広行	常務取締役	○		○					○	○
松井 伸二	取締役		○	○						
栗林 良行	取締役			○		○			○	
加藤 智	取締役						○		○	
北村 正一	取締役(社外)						○		○	
太田 佳明	取締役(社外)		○			○				
瀬良 礼子	取締役(社外)		○			○				
横川 憲人	監査役(常勤)		○		○			○		
廣渡 鉄	監査役				○			○		
和田 芳幸	監査役		○		○					

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役廣渡 鉄氏は任期満了となります。つきましては、改めて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、地位および重要な兼職の状況
ひろわたり 廣 渡 鉄 (昭和33年 11月28日生) 再任・独立・社外	7,100株	平成4年4月 第一東京弁護士会登録 上野隆司法律事務所入所 平成11年4月 廣渡法律事務所開設 平成18年6月 当社監査役(現任) 令和6年6月 株式会社パイオラックス取締役監査等委員(現任) 株式会社千葉ニュータウンセンター監査役(現任) 現在に至る
社外監査役候補者とした理由 廣渡 鉄氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれが無く、高い独立性を有すると思料されることから社外監査役として選任をお願いするものであります。なお同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏の社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって20年であります。		

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 廣渡 鉄氏は社外監査役候補者であります。
3. 廣渡 鉄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員に指定してあります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提訴された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の員数が欠けた場合に備えて、補欠の社外監査役として徳間亜紀子氏の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴および重要な兼職の状況
とくま あきこ 徳間亜紀子 (昭和48年 11月14日生)	一株	平成10年7月 中央監査法人(後のみずぎ監査法人) 入所 平成19年8月 新日本監査法人(現、EY新日本有限責任監査法人) 入所 平成22年11月 徳間公認会計士事務所所長(現在) 令和2年11月 税理士法人徳間会計パートナー社員 令和3年6月 当社補欠監査役 令和4年1月 ケネディクス不動産投資法人 監督役員(現在) 同 4月 税理士法人徳間会計代表社員(現在) 現在に至る
補欠の社外監査役候補者とした理由 徳間亜紀子氏を社外監査役の補欠として選任する理由は、長年に亘り公認会計士および税理士として豊富な経験と知識を有しており、様々な会社の会計監査を行い、公認会計士として高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有しており、補欠の社外監査役として適任と思料したからであります。なお同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 徳間 亜紀子氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 徳間亜紀子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提訴された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(自 令和 7 年 4 月 1 日)
(至 令和 8 年 3 月 31 日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、総合経済対策の価格抑制策によりエネルギー価格の伸びが低下したほか、食料価格の騰勢も鈍化したことから消費者物価の伸びは鈍化基調にあり、雇用の改善や賃金が上昇していることから個人消費は回復の動きが見られ、緩やかに回復しています。

海外においては、米国では政府機関の一部閉鎖による政府支出が大幅に減少したほか、雇用情勢の悪化や消費者物価の上昇による個人消費の伸びが鈍化しているものの、投資減税や AI 需要により設備投資は堅調で底堅く成長しています。欧州では米国の関税政策の影響を受けているものの、政府消費や民間消費が堅調に増加しており、景気は持ち直しの動きを示しており、緩やかに回復しています。中国では政府主導のインフラ投資は拡大しているものの、不動産市況の低迷が続き、若年失業率の高止まりなどによる内需が弱く停滞しています。

このような経済情勢の中で当社グループは、海運事業における国内定期航路事業では、陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトの流れが緩やかに進む中、太宗貨物である紙製品は増加したものの、天候不良による農産品減、建設需要の低迷による鋼材減、さらに節約志向による一般消費材減など輸送量が減少したことに加え、燃料費や貨物費などの運航費が増加したことから、減収・減益となりました。

近海航路では、中国経済の停滞により荷動きに大きな動きは少なかったものの、採算性を重視してスポット貨物を取り込んだことから、減収・増益となりました。

ホテル事業においては、国内観光客の入り込みが堅調で安定的に推移したものの、物価高に伴う原価、経費の増加から、減収・減益となりました。

不動産事業においては、事業用地の一部を自社利用にしたことから減収となりましたが、補修工事が発生しなかったこと等から増益となりました。

事業セグメント毎の業績概況は次のとおりであります。

(海運事業)

国内定期航路事業においては、太宗貨物である紙製品は、国内需要が減少する中であって、製紙業界における供給体制の変化により増加しました。一方、天候不順による農産品の不作や物価高による買い控えの影響を受け、一般消費材の輸送量は減少しました。また、商品車両については、モーダルシフトが加速し、中短距離に加え長距離航路においても順調に進展したことから、輸送量は増加しました。しかし、燃料油価格が高値で推移したことに加

え、作業費や船員費、資機材の上昇などにより原価は増加となり、減収・減益となりました。

近海航路では、低調な運賃市況が長期的に継続したため、採算性を重視したスポット案件の取り込みや効率配船に努めたことにより減収・増益となりました。

これらの結果、売上高は前年度に比べて4億1千1百万円減(0.8%減)の487億1千1百万円、営業費用が前年度に比べて、1億6千3百万円増(0.4%増)の469億7千7百万円、営業利益は前年度に比べて5億7千5百万円減(24.9%減)の17億3千4百万円となりました。

(ホテル事業)

国内観光客の入り込みは堅調であったものの、春節、雪まつりなど冬季ハイシーズン期間に中国からの旅行客が減少し、物価高により原材料費、水光熱費、人件費等の経費が軒並み増加したことから、売上高は前年度に比べて4千2百万円減(1.7%減)の25億2千万円、営業費用が前年度に比べて1億4千9百万円増(6.4%増)の24億8千1百万円、営業利益は前年度に比べて1億9千1百万円減(83.2%減)の3千8百万円となりました。

(不動産事業)

事業用地の一部を自社利用にしたことから減収となったものの、変更に伴う費用や補修工事が発生しなかったため、売上高は前年度に比べて7百万円減(1.2%減)の6億5千9百万円、営業費用が前年度に比べて1千2百万円減(3.3%減)の3億7千1百万円、営業利益は前年度に比べて5百万円増(1.8%増)の2億8千7百万円となりました。

以上の結果、売上高が前年度に比べて7億5千3百万円増(1.4%増)の538億2千5百万円、営業利益が前年度に比べて6億2千4百万円減(23.1%減)の20億8千1百万円、経常利益が前年度に比べて4億1千9百万円減(12.7%減)の28億8千3百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が前年度に比べて17億1千万円増(84.9%増)の37億2千4百万円となりました。

【次期の見通し】

中東情勢の先行き不透明感による世界経済に与える影響は大きく、景気下振れリスクが懸念されていることから、次期連結業績は、売上高545億円、営業利益22億円、経常利益26億円、親会社株主に帰属する当期純利益は17億円を見込んでおります。

各事業セグメントの今後の課題と取り組みにつきましては以下のとおりです。

(海運事業)

国内経済は、米国の関税政策による景気の下押し圧力があるものの、雇用環境の改善が続く賃金上昇に伴う個人消費が徐々に増加していくと見込まれること、設備投資が堅調であること等から、緩やかに回復していくと考えております。燃料油価格についてはOPECプラスによる増産や海外各国の貿易政策の影響から下落基調で推移すると見込まれておりますが、燃料油価格激変緩和補助金の動向変化も含め価格の変動に注視しつつ、引き続き効率的な運航を行ってまいります。今後は海上輸送へのモーダルシフト需要の増加に合わせて支配下船の隻数見直しを検討するとともに、輸送機材への投資を行いながら、お客様の輸送ニーズに応えてまいります。

近海航路においては、市況の動向を注視し、採算性を重視して三国間航路を軸に取り組みとともにバイオマス関連を中心に貨物獲得に注力してまいります。

(ホテル事業)

インバウンド需要は堅調に推移すると見込まれますが、物価上昇に伴う原価や人件費負担増による収益性の悪化が懸念されることから、需給バランスを踏まえた効率的な予約管理を行って安定した収益の確保を目指してまいります。

(不動産事業)

賃貸物件の維持、保全に注力して、引き続き安定した利益の確保に努めてまいります。

(2) 対処すべき課題

①モーダルシフトへの対応

当社グループは、持続可能な社会の実現に向けた取り組みの一環として、環境負荷の低減および物流の効率化を目的に、モーダルシフトへの対応を重要な経営戦略と捉えております。近年、深刻化するトラック乗務員の不足問題や、労働時間規制への対応、温室効果ガス（GHG）排出削減に関する社会的要請の高まりを背景に、トラック輸送から船舶等

のより環境負荷の少ない輸送手段への転換は喫緊の課題となっております。当社グループでは、北海道定期航路において令和7年10月より運航するRORO船を一隻増やし、6隻体制とすることで輸送能力の強化を図るとともに、お客様のニーズに応じた最適な輸送サービスの提供を推進しております。今後も、持続可能な物流体制の構築と企業価値の向上に向け、モーダルシフトへの対応および輸送サービスの充実に積極的に取り組んでまいります。

②安全対策の強化

当社グループは、船舶の安全運航を企業活動の根幹と位置づけており、乗組員の生命・財産を守ることを最優先課題として認識し、より一層の安全対策の強化を重要課題と捉えております。これを踏まえ、船舶安全管理室が中心となり、運輸安全マネジメント制度や船種別システムを活用した統括的安全管理や、船員および関係職員への助言・指導教育、ISM認証の取得を行うことで、安全管理体制の強化と安全運航意識の周知徹底に努めております。また、乗組員に対する定期的な安全教育・訓練を実施し、緊急時対応力の向上を図っております。今後も「安全はすべてに優先する」という意識の徹底を図り、グループ全体で安全文化の醸成に努め、信頼性の高い輸送サービスの提供を継続してまいります。

③効率的な運航形態の追求

当社グループは、安定的かつ効率的な船舶運航体制の確立を、収益力の向上および競争力の強化に向けた重要な課題と認識しております。人口減少やトラック乗務員不足といった社会的課題に対応し、且つ、輸送需要の多様化・変動に柔軟に対応するためには、船舶運航の効率性向上とサービス品質の両立が求められるため、当社グループでは、需要に応じて適正な配線計画を行い、効率的な運航形態を追求することで、さらなる運航体制の強化を進めてまいります。

④人材の確保

当社グループは、海陸一貫の複合輸送を展開しており、船員・乗務員・港湾荷役作業員など専門性の高い人材の確保・育成を重要な経営課題と認識しております。このような課題に対応するため、良好な就業環境の整備や外部機関との連携による採用強化に取り組むとともに、教育訓練、デジタル技術の活用を含めた技術伝承等を通じて、安定的な人材基盤の強化を図ってまいります。

また、陸上職員（事務職）につきましては、ジェネラリスト育成のための研修体系の構築と実施、各種人事制度の見直し、従業員満足度調査を踏まえた客観的なデータに基づいた人事施策の推進を行っております。社員のスキル向上とキャリア形成を支援する教育制度の導入により、従業員エンゲージメントの強化を図っております。多様な人材が個性と能力を発揮できるよう、今後も人的資本に対する戦略的な投資を継続し、未永く顧客とと

もに社会に貢献できる人材開発を目指します。

⑤内部統制の強化

グループ各社のリスクマネジメントを確立し、業務および財務などにおける全社的な内部統制を行い、適宜見直すことで、財務報告の信頼性を確保しております。さらに、近年のサイバーセキュリティリスクや情報管理リスクの高まりを受け、IT統制の強化や情報セキュリティ管理体制の整備にも注力してまいります。

⑥金利の変動

当社グループは、設備投資や運転資金等に係る資金調達は主に金融機関からの借入により賄っており、今後の景気動向および金利動向は当社グループの財務状況に影響を及ぼす可能性があります。特に、将来的な金利の上昇が当社の業績およびキャッシュ・フローに大きな影響を与えないよう、金利の固定化や資金調達が多様化を図ることで安定した財務基盤の維持に努めてまいります。

⑦サステナビリティ経営

当社グループは、持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値の向上の両立を可能とするサステナビリティ経営を目指しております。サステナビリティ委員会を設置し、当社グループの環境等、サステナビリティ課題の適切な把握・解決方法の策定を行っております。

(3) 設備投資等の状況

当社グループでは基軸となっている海運事業を中心として展開しており、当連結会計年度において全体で3,694,893千円の設備投資を実施しました。

海運事業におきましては、運搬具を中心として3,442,402千円の設備投資を実施しました。

ホテル事業におきましては、設備の修繕等の更新を中心として132,012千円の設備投資を実施しました。

不動産事業におきましては、設備の修繕等の更新を中心として39,511千円の設備投資を実施しました。

その他事業におきましては、機械装置を中心として80,510千円の設備投資を実施しました。

なお、主要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に要した資金は、借入金および自己資金により賄いました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、令和7年7月1日付で株式会社鈴木商店の発行済株式の全部を取得し、連結子会社といたしました。

(9) 企業集団の財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第150期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	第151期 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	第152期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	第153期(当連結会計年度) (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
売 上 <small>(百万円)</small> 高	49,854	48,885	53,071	53,825
経 常 利 益 <small>(百万円)</small>	2,431	2,061	3,302	2,883
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 <small>(百万円)</small>	1,835	1,673	2,013	3,724
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 <small>(円)</small>	144.33	131.88	159.83	300.96
総 資 産 <small>(百万円)</small>	70,742	77,932	80,273	82,355
純 資 産 <small>(百万円)</small>	24,543	29,796	33,716	36,140

(注) 1. 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 第153期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
青 函 フ ェ リ ー 株 式 会 社	76 ^{百万円}	99.7 (ー) %	海 運 事 業
共 栄 陸 運 株 式 会 社	20	100.0 (100.0)	//
三 陸 運 輸 株 式 会 社	93	89.6 (ー)	//
三 陸 輸 送 株 式 会 社	21	100.0 (100.0)	//
栗 林 物 流 シ ス テ ム 株 式 会 社	84	100.0 (ー)	//
大 和 運 輸 株 式 会 社	80	66.9 (36.3)	//
栗 林 運 輸 株 式 会 社	156	90.1 (ー)	//
八 千 代 運 輸 株 式 会 社	50	100.0 (100.0)	//
株 式 会 社 ケ イ セ ブ ン	97	54.7 (ー)	//
栗 林 マ リ タイ ム 株 式 会 社	10	100.0 (ー)	//
株 式 会 社 登 別 グ ラ ン ド ホ テ ル	100	93.5 (2.0)	ホ テ ル 事 業
株 式 会 社 セ ブ ン	70	100.0 (ー)	不 動 産 事 業
北 千 生 氣 株 式 会 社	30	100.0 (ー)	そ の 他 事 業
株 式 会 社 鈴 木 商 店	10	100.0 (ー)	//

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 出資比率欄の () 内は当社の子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な事業 (令和8年3月31日現在)

当社グループは、海運事業を主な事業としており、併せてホテル事業、不動産事業、その他事業(青果卸事業等)を営んでおります。

(12) 主要拠点等（令和8年3月31日現在）

当社本社 東京都千代田区

国内事業拠点 当社釧路支社（北海道釧路市）、当社苫小牧支社（北海道苫小牧市）、当社室蘭支店（北海道室蘭市）、当社仙台営業所（宮城県仙台市）、栗林運輸株式会社（東京都港区）、三陸運輸株式会社（宮城県仙台市）、大和運輸株式会社（大阪府大阪市）、青函フェリー株式会社（北海道函館市）、栗林物流システム株式会社（東京都千代田区）、株式会社登別グランドホテル（北海道登別市）、北千生気株式会社（北海道中富良野町）株式会社鈴木商店（北海道北斗市）

(13) 企業集団の従業員の状況（令和8年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	備 考
現 業 従 業 員	575名	△7名	
事 務 従 業 員	535名	10名	
計	1,110名	3名	

(注) 上記現業従業員の従業員数には、13名の契約社員が含まれ、事務従業員の従業員数には、9名の契約社員およびパートが含まれております。

(14) 主要な借入先（令和8年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,800 <small>百万円</small>
株 式 会 社 北 洋 銀 行	2,101
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,581
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	1,465
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,346

(注) 百万円未満は切捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

発行済株式の総数	12,739,696株 (自己株式 386,751株を含む)
資本金	1,215,035,325円
株主数	2,358名 (対前期末比 △308名)
単元株式数	100株

(2) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
栗林株式会社	1,150 ^{千株}	9.31%
王子ホールディングス株式会社	829	6.71
株式会社日本製鋼所	819	6.64
栗林総子	778	6.30
日本製紙株式会社	689	5.58
三ツ輪運輸株式会社	651	5.27
株式会社栗林商会	630	5.11
栗林英雄	585	4.74
三井住友信託銀行	562	4.55
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	452	3.67

(注)1.持株比率は、自己株式(386,751株)を控除して計算しております。

2.自己株式(386,751株)には、従業員株式給付信託(J-ESOP)の導入に際して設定した株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式452,800株を含んでおりません。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象数
取締役(社外取締役を除く)	17,720株	7名
社外取締役	1,720株	2名
社外監査役	3,360株	3名

(注) 上記株式は当社の譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。

(4) その他株式に関する重要な事項 特記事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	栗林宏吉	
専務取締役	楠 肇	社長補佐兼営業本部長
専務取締役	稲田博久	船舶本部長
専務取締役	栗林広行	経営管理本部長
常務取締役	松井伸二	経営管理本部副本部長
常務取締役	栗林良行	営業本部副本部長兼第二営業部長
取締役	加藤 智	船舶本部副本部長
取締役	北村正一	
取締役	太田佳明	
監査役(常勤)	横川憲人	
監査役	廣渡 鉄	弁護士 廣渡法律事務所所長、(株)パイオラックス 取締役監査等委員(社外)、(株)千葉ニュータウンセンター監査役(社外)
監査役	和田芳幸	公認会計士 和田会計事務所代表、(株)キャリアデザインセンター 社外取締役(非常勤)、(株)ゼロ 社外取締役(非常勤)、(株)フォーバルテレコム 社外取締役(非常勤)、(株)K I C 代表取締役

- (注) 1. 取締役北村正一氏および太田佳明氏は社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提訴された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約の被保険者は子会社を含めた全取締役および監査役であります。
3. 当社と北村正一氏および太田佳明氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定が認められるのは、両氏が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
4. 監査役横川憲人氏、廣渡 鉄氏および和田芳幸氏は社外監査役であります。
5. 監査役横川憲人氏は多年に亘り金融業務を経験しており、財務および会計並びにコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するものであります。監査役廣渡 鉄氏は弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、また、弁護士として高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有するものであります。

監査役和田芳幸氏は、長年に亘り当社の会計監査人として監査を行い、また、現在は和田会計事務所
の代表として、様々な会社の会計監査を行い、公認会計士として高い見識とコーポレート・ガバナンス
に関する知見を有するものであります。

なお、横川憲人氏、廣渡 鉄氏および和田芳幸氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出てお
ります。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
小柳 圭治	令和7年6月27日	任期満了	専務取締役経営管理本部管掌

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動型 報酬	非金銭報酬 等	特別功労金	
取締役 (うち社外取締役)	179,422 (15,080)	130,401 (13,200)	25,051 (-)	21,149 (1,880)	2,821 (-)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	29,100 (29,100)	25,470 (25,470)	- (-)	3,630 (3,630)	- (-)	3 (3)

(注) 1.上記には令和7年6月27日開催の第152回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでお
ります。

(注) 2.役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(1)取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利
益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを
基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、年度毎に業
績目標を達成した場合に支給される業績連動型報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締
役は基本報酬と株式報酬のみとしております。なお、当社の基本方針は取締役会を経て決定しております。

(2)基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件決定に関する方針）

当社の取締役と監査役の基本報酬は固定報酬とし、令和4年6月29日開催の第149回定時株主総会（取締
役7名・社外取締役2名・監査役3名）において、取締役の報酬額を年額4億円以内（うち社外取締役分は年
額3千万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、また監査役の報酬額を年額5千万円
以内と決議されており役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮し
ながら、総合的に勘案して株主総会後の取締役会と監査役会で決定するものとしております。

(3)業績連動型報酬の内容および算定方法の決定に関する方針

当社の業績連動型報酬は、業務執行取締役の短期インセンティブを付与するための目的で支給するものとしており、各目標項目を業績指標として選定した理由は、中期経営計画の目標と当社グループの企業価値向上、並びにモチベーションの向上を図るインセンティブとして明確な指標となると判断しているからであります。支払方式は年度について一回支給する方式により、取締役会の諮問に基づき、ガバナンス委員会が答申し、取締役会が決定した当該年度の業績達成目標項目（連結・単体決算経常利益／連結・単体決算償却前営業利益／連結決算ROE）の数値（業績連動型取締役報酬額の引当前の数値）の一部又は全部を達成したことを条件としております。目標達成した場合の支給対象者は、当社の業務執行取締役とし、支給額は各取締役毎に0.5～2.0の係数を算定して決定することとしております。

当該年度の業績達成目標項目と実績値および達成率に関しましては、以下のとおりとなります。

目 標 項 目	達成基準	実績値	達成率	役 職	支給係数
連結決算経常利益	30億円	29億円	96%	取締役社長	2.0
単体決算経常利益	12億円	12億円	103%	専務取締役	0.8
連結決算ROE	6.0%	10.9%		常務取締役	0.7
				取締役	0.5

(注) 当社は当該年度の業績達成目標項目の「連結決算ROE」に関し、算出方法を「当期利益÷期末株主資本」にて計算しております。

(4)非金銭報酬等の内容および算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、令和元年6月27日開催の第146回定時株主総会（取締役9名・社外取締役1名・監査役2名）において譲渡制限付株式の割当てを決議しており、取締役に對し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って譲渡制限付株式を割当てることとしております。譲渡制限付株式報酬は、取締役については年額5,000万円以内（うち社外取締役は1,000万円以内）と報酬の範囲内と定めており、その割当ては、当社における対象役員の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、株主総会翌月の取締役会で承認後与えることを定めております。

(5)金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど報酬が高まる構成とし、ガバナンス委員会において検討を行っております。取締役会はガバナンス委員会の答申内容に従い、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役個人別の報酬等の内容を決定することとしております。報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動型報酬：非金銭報酬等＝7：2：1としております。

(6)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長栗林宏吉が委任を受けるものとしており、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分としております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、ガバナンス委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。また、取締役の業績連動型報酬の個人別の金額と株式報酬の個人の割当て数についても同じくガバナンス委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数と併せて決議することとしております。なお、以上の過程により個人別の報酬等の内容を決定しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

(7)退任役員に対する特別功労金の支払い方針

在任中の功績が著しい役員には、退職慰労金のほかに、特別功労金を支給することが規程に定めてあります。特別功労金は、ガバナンス委員会の答申結果に従い、取締役会で決定します。算定方法は、役員の勤続年数、貢献度を加味して、取締役は、退職慰労金支給額の30%を上限としております。監査役に関しては、退職慰労金支給額の10%を上限としております。なお、退職慰労金打切り支給の対象者は令和8年3月31日現在4名であります。

(8)上記の他に、使用人兼務取締役の使用人給与相当額13,602千円があります。

(9)取締役および監査役の報酬等の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額を含んでおります。

②当事業年度において取締役および監査役が受けた退職慰労金の額

取締役1名 9,405千円

(注) 当社は、令和元年6月27日開催の第146回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、当社の規程に従い退任時に打切り支給することを承認いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

取締役 北村 正一

事業年度における活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度において開催された取締役会17回の全てに出席し、船舶技術分野での豊富な知識、経験等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

取締役 太田 佳明

事業年度における活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度において開催された取締役会17回の全てに出席し、金融分野での豊富な知識、経験等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

監査役 横川 憲人

事業年度における活動状況

当事業年度において監査役就任後に開催された取締役会17回の全て、監査役会21回の全てに出席し、企業経営・企業会計分野での豊富な知識、経験等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

監査役 廣渡 鉄

①重要な兼職先と当社との関係

監査役廣渡 鉄氏は、廣渡法律事務所の所長、(株)パイオラックスの取締役監査等委員(社外)、(株)千葉ニュータウンセンター監査役(社外)を兼務しております。なお、当社と廣渡法律事務所、(株)パイオラックス、(株)千葉ニュータウンセンターとの間には特別の利害関係はありません。

②事業年度における活動状況

当事業年度において開催された取締役会17回のうち15回、監査役会21回の全てに出席し、弁護士としての高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

監査役 和田 芳幸

①重要な兼職先と当社との関係

監査役和田 芳幸氏は、和田会計事務所の代表、(株)K I Cの代表取締役、(株)キャリアデザインセンター、(株)ゼロおよび(株)フォーバルテレコム(非常勤)の社外取締役(非常勤)を兼務しております。また、当社と和田会計事務所、(株)K I C、(株)キャリアデザインセンターおよび(株)フォーバルテレコムとの間には特別の利害関係はありません。また、(株)ゼロとは当社子会社の栗林運輸(株)の車両輸送事業において取引関係にありますが、当社と(株)

ゼロとの間に社外役員の独立性に及ぼす事項は無く、同氏が独立役員として適任であると判断しております。

②事業年度における活動状況

当事業年度において開催された取締役会17回のうち16回、監査役会21回の全てに出席し、公認会計士として企業経営・企業会計分野での豊富な知識、経験等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	46,500千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	46,500千円

- (注) 1. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間および監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制およびその他当社の業務並びに当社およびグループ会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために、以下のとおり内部統制構築の基本方針を定め、これに基づいて内部統制システムおよびリスク管理体制の整備を行っております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1)当社は、法令遵守を最重要課題と位置づけており、コンプライアンスマニュアルを作成し、法令等遵守方針、企業倫理方針を定め取締役に周知しております。
- 2)コンプライアンスマニュアルに、コンプライアンス委員会の組織を明示し、取締役の法令遵守のための体制構築を図っております。
- 3)法令等遵守体制の有効性について内部監査部門によるチェックを実施し、内部統制システムの構築に努めております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書等については、文書管理規程により、適正な保存および管理を行っております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1)当社の業務執行に係るリスクについては、リスクマネジメント委員会がその体制の確立、浸透、定着を図るとともに、コンプライアンスの推進は、コンプライアンス委員会を設置し、また、内部監査部門により、リスクマネジメントに係る監査が実施されており、リスク管理に必要な体制を整えております。
- 2)安全および環境保護の方針に人命と船舶の安全、海洋環境および財産の保全を基本方針とすることを明示しております。
- 3)船舶安全管理規程に安全管理の組織が明示され、不測の事態には運航基準、事故処理基準等により適切に対応する体制となっているとともに、再発防止等の対策をとることを明示しております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)取締役は取締役会規程および取締役会細則に定める職務権限および決議事項に従い、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制となっております。
- 2)取締役会は、法令および定款・社内規程で定められた事項並びに経営上の重要事項について、毎月1回定期開催される取締役会、必要に応じて開催される臨時取締役会で決議しております。
- 3)当社および当社グループでは、令和7年度から令和9年度を対象とした中期経営計画を策定し、課題・目標を明確化するとともに、年度ごとにそれに基づく業績管理を行う体

制となっております。

4)当社グループ全体の持続的な成長を実現するため、グループ経営会議を年2回開催し、事業分野ごとの業績に関する重要な事項について審議を行う体制となっております。

⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1)コンプライアンスマニュアルに法令遵守方針、企業倫理方針を明示し、社内イントラネットに掲示し従業員に周知しております。

2)コンプライアンスマニュアルに従業員の法令・規定違反等の報告体制として、内部通報相談窓口の設置を明示し、内部通報規程による内部通報制度を構築しております。

3)従業員の法令違反等が明らかになった場合は、コンプライアンス委員会が違法行為等を是正するための措置を講じるとともに、取締役会へ報告し必要があれば懲罰等の措置をとる体制となっております。

⑥当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1)グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程にグループ各社の経営状況、経営計画、営業上重要な事項等当社へ報告すべき事項を明示しております。

2)グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ)当社グループの業務執行に係るリスクについては、各社においてリスクマネジメント委員会があり、リスクの検討結果をリスクマネジメント委員会に報告することを義務付けております。

また、各社にコンプライアンス委員会があり、必要があれば当社の同委員会へ報告する体制となっております。

ロ)内部監査規程にグループ各社のリスク管理の有効性について、当社の内部監査部門による定期的な内部監査によりモニタリングを実施することが明示されております。

3)グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ)当社グループ各社は、社内規程において明確にした職務分掌、職務権限に基づいて業務を行う体制としており、取締役等は職務の重要度に応じて規程に明示されている決裁基準に従って職務を執行する体制となっております。

ロ)当社グループ各社は、令和7年度から令和9年度を対象とした中期経営計画を策定し、課題・目標を明確化するとともに、年度ごとにそれに基づく業績管理を行う体制となっております。

4)グループ会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ)当社作成のコンプライアンスマニュアルをグループ各社に配布し、取締役並びに従

業員に法令遵守方針および企業倫理方針を周知しております。

□)内部通報規程により、当社グループ共通の内部通報制度を構築しております。

ハ)内部監査規程に、当社の内部監査部門がグループ会社の内部監査を定期的実施することが明示されております。

- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 1)内部監査規程に監査役は内部監査部門に必要な調査等を指示できる体制となっております。
 - 2)監査役は必要に応じ内部監査部門が実施する内部監査の報告を求めることができる体制となっております。
- ⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1)内部監査部門の組織変更および従業員の選任に関しては監査役の同意が必要であることが内部監査規程に明示しております。
 - 2)内部監査部門が監査役の指示による調査等を行う場合は、定期的な内部監査によらず随時実施する体制となっております。
- ⑨当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1)監査役は必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門の従業員その他の者から報告を受けることができることが監査役会規程に明示されております。
 - 2)監査役会は法令に定める事項のほか、取締役が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受ける体制となっております。
 - 3)監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題等について意見交換を行うよう努めております。
- ⑩子会社の取締役等および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - 1)関係会社管理規程に監査役はグループ会社から必要な報告を求め、さらに必要と認めた場合は業務および財産の調査をすることが明示されております。
 - 2)当社およびグループ会社共通の内部通報規程が整備され、内部通報があった場合には必要があれば監査役が出席するコンプライアンス委員会で対処することが明示されております。
- ⑪監査役へ報告した者が当該報告をしたことにより不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - 内部通報はコンプライアンス委員会へ報告され通報した者に不利益な扱いをしてはなら

ないことが明示されており、監査役への報告についても同様な取扱いをする体制となっております。

⑫監査役の職務の執行の費用の支払いの方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)グループ各社共通の監査役監査規程に職務執行のため必要と認める費用を会社に請求することができることが明示されており、当社においてもこれを準用することとします。

2)監査役は取締役会、ガバナンス委員会(独立社外役員として)、経営会議、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、議事録、稟議書等業務執行に関する重要な文書を閲覧し必要に応じて取締役、内部監査部門の従業員からの報告を受け連携できる体制となっております。

⑬財務報告の信頼性を確保するための体制

1)適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、企業基盤強化の一環と位置づけ、整備および運用を適切に行う体制となっております。

2)財務報告に係る内部統制の有効性評価のため、内部監査部門による内部監査を定期的実施し、必要があれば是正、改善の対策を実施する体制となっております。

⑭反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

反社会的勢力排除のための体制

1)コンプライアンスマニュアルに、反社会的勢力への対抗を明示し当社およびグループ各社の取締役並びに従業員に周知し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して会社組織として一切の関係を遮断する体制としております。

2)警察当局、関係団体等と十分に連携し、反社会的勢力および団体に関する情報を収集するとともに組織的な対応が可能となるような体制となっております。

⑮当社グループの環境（気候変動含む）等のサステナビリティに関わる課題を検討するための体制

サステナビリティ委員会を設置し、当社グループの環境等、サステナビリティ課題の適切な把握・解決方法の策定を推進する体制となっております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①内部統制システム

当社では代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会が設置され、定期的に委員会が開催されております。リスクマネジメント委員会では、リスク対応方針の検討の他、リスクの識別・分析と評価を実施し、取締役会へ報告されております。コンプライ

アンス委員会は定期的を開催され、必要な対処・処分を実施しております。

また、社長を委員長とし常勤役員で構成され定期的で開催される内部統制委員会では、内部監査部門からの報告および法令・社内規程等の遵守状況が審議され、必要な対応が取られ、取締役会へ報告されております。

②取締役の職務執行

1)当社は取締役会規程に基づき、毎月一回の取締役会が開催され、法令、定款又は社内規程に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行っております。取締役会には、社外取締役および社外監査役も出席し、職務執行状況の監督をしております。

2)取締役会の実効性については、アンケートを中心に自己評価を実施し、取締役会で審議され、さらなる実効性向上に向けた取り組みを決定しております。

③内部監査

当社では、内部監査規程に基づき内部監査部門が設置されております。内部監査部門は内部統制委員会で承認された、年度の監査計画に基づいて会計監査人および監査役と連携して当社およびグループ会社の内部監査を実施しております。内部監査の結果、識別された課題は都度社長へ報告されております。また、取締役会には内部統制委員会により内部監査の結果が報告されるとともに、監査役会へも報告され、内部監査の実効性を確保しております。

④当社グループ会社の管理

連結子会社の月次の経営概況、中長期の経営計画等は関係会社管理規程に基づき当社担当部門に報告されております。

また、当社内部監査部門はグループ会社の内部監査部門と連携して定期的に内部監査を実施し、監査結果は、当社関係者の他、当該子会社の担当部門長へ報告されております。

⑤監査役の職務執行および監査の実効性の確保

1)監査役は監査役会規程に基づく取締役会への出席の他、ガバナンス委員会(独立社外役員として)、経営会議、リスクマネジメント委員会および内部統制委員会の他、当社の重要な会議に出席し、必要があれば意見を述べております。

2)監査役監査については、当社内部監査部門および外部監査人と連携し、当社およびグループ会社の監査を実施するとともに、グループ会社監査役との意見交換等が行われております。

3)監査役会の事務局として、監査役室が設置されております。

4)職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制につきましては、文書管理規程により、適正な保存および管理を行っております。

⑥サステナビリティ委員会

同委員会は全ての常勤取締役および常勤監査役を含むメンバーで構成されており、必要

に応じて監査役会、リスクマネジメント委員会およびガバナンス委員会等と協議を実施し、サステナビリティ課題の適切な把握・解決方針の策定を行っております。

連結貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	22,569,675	流動負債	16,055,193
現金及び預金	12,681,825	支払手形及び買掛金	7,263,469
受取手形、売掛金及び契約資産	7,428,000	短期借入金	1,620,000
有価証券	371,304	1年以内返済予定長期借入金	2,764,348
商品及び製品	602,882	1年以内支払予定長期未払金	1,170,507
原材料及び貯蔵品	368,757	リース債務	179,728
仕掛品	1,191	未払法人税等	1,209,091
未収入金	89,909	賞与引当金	560,498
その他流動資産	1,027,930	その他流動負債	1,287,549
貸倒引当金	△2,126	固定負債	30,159,164
固定資産	59,785,441	長期借入金	10,524,059
有形固定資産	35,978,939	長期未払金	10,408,326
船舶	15,726,903	リース債務	476,809
建物及び構築物	5,370,734	繰延税金負債	5,150,044
機械装置及び運搬具	1,514,148	役員退職慰労引当金	525,055
土地	10,611,435	退職給付に係る負債	2,760,877
リース資産	593,921	株式給付引当金	67,948
建設仮勘定	1,623,435	負のれん	1,604
その他有形固定資産	538,360	その他固定負債	244,437
無形固定資産	1,176,523	負債合計	46,214,357
借地権	1,028,388	純資産の部	
ソフトウェア	109,795	株主資本	23,545,762
のれん	16,004	資本金	1,215,035
その他無形固定資産	22,334	資本剰余金	1,252,235
投資その他の資産	22,629,978	利益剰余金	22,294,306
投資有価証券	21,254,060	自己株式	△1,215,814
長期貸付金	707	その他の包括利益累計額	10,535,353
繰延税金資産	395,282	その他有価証券評価差額金	10,535,353
保険積立金	592,283	非支配株主持分	2,059,642
その他投資金	421,358	純資産合計	36,140,758
貸倒引当金	△33,714	負債及び純資産合計	82,355,116
資産合計	82,355,116		

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	53,825,129
売上原価	42,740,938
売上総利益	11,084,191
販売費及び一般管理費	9,002,879
営業利益	2,081,311
営業外収益	
受取利息	14,107
受取配当金	680,021
受補助金の償却	176,054
受持分の他の業外収益	1,604
受支の他の営業外費用	43,393
受支の他の営業外費用	234,845
受支の他の営業外費用	299,698
受支の他の営業外費用	48,430
受支の他の営業外費用	348,128
経常利益	2,883,209
特別利益	
投資有価証券売却益	2,775,815
固定資産の売却益	41,216
負債のれん発生益	4,060
特別損失	120,958
減損	1,166
固定資産の売却損	21,143
投資有価証券の特別損失	652
投資有価証券の特別損失	1,081
投資有価証券の特別損失	24,044
税金等調整前当期純利益	5,801,217
法人税、住民税及び事業税	1,755,039
法人税等調整額	△33,856
当期純利益	4,080,033
非支配株主に帰属する当期純利益	355,942
親会社株主に帰属する当期純利益	3,724,091

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
令和 7 年 4 月 1 日 残 高	1,215,035	1,285,644	18,881,970	△235,266	21,147,384
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△311,756		△311,756
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,724,091		3,724,091
自 己 株 式 の 取 得				△201,796	△201,796
株式給付信託による 自 己 株 式 の 取 得				△798,659	△798,659
自 己 株 式 の 処 分		5,058		19,907	24,966
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△38,467			△38,467
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	△33,408	3,412,335	△980,548	2,398,378
令和 8 年 3 月 31 日 残 高	1,215,035	1,252,235	22,294,306	△1,215,814	23,545,762

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
令和 7 年 4 月 1 日 残 高	8,845,026	8,845,026		3,724,505	33,716,917
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△311,756
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					3,724,091
自 己 株 式 の 取 得					△201,796
株式給付信託による 自 己 株 式 の 取 得					△798,659
自 己 株 式 の 処 分					24,966
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					△38,467
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	1,690,327	1,690,327		△1,664,863	25,463
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	1,690,327	1,690,327		△1,664,863	2,423,841
令和 8 年 3 月 31 日 残 高	10,535,353	10,535,353		2,059,642	36,140,758

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連結子会社の数

14社

主要な連結子会社の名称

栗林運輸株式会社

三陸運輸株式会社

栗林物流システム株式会社

青函フェリー株式会社

株式会社登別グランドホテル

なお株式会社鈴木商店は、発行済株式の全てを取得したため、同社を当連結会計年度より連結子会社に含めております。

②主要な非連結子会社の状況

非連結子会社の数

7社

主要な非連結子会社の名称

東亜運輸株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社の数

－社

持分法適用関連会社の数

1社

函館ポートサービス株式会社

②持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の数

7社

持分法を適用していない関連会社の数

－社

主要な会社等の名称

東亜運輸株式会社

持分法を適用していない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類におよぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 主に移動平均法による原価法
投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、当社の持分相当損益を営業外損益に計上し、投資有価証券に加減しております。

②棚卸資産

主に先入先出法による原価法、また商品及び製品の一部については売価還元法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

船 舶 主に定額法を採用しております。

そ の 他 主に定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物、ホテル業を営む連結子会社の有形固定資産については定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

連結子会社のうち一部は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

また、当社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、令和元年6月27日開催の第146回定時株主総会で決議された役員退職慰労金の打ち切り支給額のうち、将来の支給見込額を計上しております。

④株式給付引当金

株式給付規定に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき、株式給付引当金を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法および償却期間

のれんは、20年間の定額法により償却しております。なお、平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについては、20年間の定額法により償却しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

①海運事業

海運事業は、集荷から最終目的地での積み荷の引き渡しを行う海上輸送サービスを提供するものであります。

当該履行義務は、目的地までの期間や距離などの一定の期間にわたり充足されると判断し、収益を認識しています。ただし、サービスの提供開始から完了までの期間が著しく短い内航運送については、実務上の便法により最終目的地における積み荷の引き渡し時点で一括して収益を認識しています。

②ホテル事業

ホテル事業は、当社グループが保有するホテルに集客し、部屋の提供、食事の提供、その他サービスを提供するとともに、おみやげ品等の物品販売を行うものであります。

当該履行義務は顧客のチェックアウト時（連泊の場合は宿泊翌朝の一定時点）に履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

③不動産事業

不動産事業は、当社グループが所有又は賃借している不動産を顧客に賃貸するものであります。不動産の賃貸は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しています。

3. 収益認識に関する注記

(1)収益の分解

当社グループは、顧客との契約から生じる収益を顧客との契約に基づき、主要な財又はサービスのライン別に分解しております。これらの売上収益とセグメント収益との関連は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計
	海運事業	ホテル事業	不動産事業		
国内輸送	33,617,479	—	—	—	33,617,479
国内フェリー	4,422,775	—	—	—	4,422,775
国内貸船	1,277,482	—	—	—	1,277,482
国外輸送	1,831,395	—	—	—	1,831,395
港湾荷役	3,960,925	—	—	—	3,960,925
倉庫	1,565,587	—	—	—	1,565,587
その他海運サービス	1,735,771	—	—	—	1,735,771
ホテル業サービス	—	2,213,098	—	—	2,213,098
ホテル業物販	—	257,495	—	—	257,495
ホテル業その他サービス	—	37,116	—	—	37,116
その他	—	—	—	2,337,343	2,337,343
顧客との契約から生じる収益	48,411,418	2,507,709	—	2,337,343	53,256,471
その他の収益(注2)	—	—	568,657	—	568,657
外部顧客への売上高	48,411,418	2,507,709	568,657	2,337,343	53,825,129

(注)1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、青果物卸事業等を含んでおりません。

2. その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入です。

3. グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

(2)収益を分解するための基礎となる情報

①契約及び履行義務に関する情報及び履行義務の充足時点に関する情報

「2. 会計方針に関する事項 (6) 収益及び費用の計上基準」と同一であります。

②取引価格の算定に関する情報

取引価格は、顧客との契約に基づき算定しており、履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、又は履行義務充足後の支払を要求しています。

③履行義務への配分額の算定に関する情報

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、一つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

(3)当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	7,853,465
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	7,425,492
契約資産(期首残高)	81,823
契約資産(期末残高)	2,507
契約負債(期首残高)	101,080
契約負債(期末残高)	134,404

(注) 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、「流動資産」の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれており、契約負債は「流動負債」の「その他流動負債」に含まれています。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存する履行義務に配分された取引価格当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

青函フェリー株式会社に係る有形固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

青函フェリー株式会社の海運事業の有形固定資産	5,692,216千円
減損損失	－千円(遊休資産を除く)

(2)連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていることに伴い収益性が低下したことにより減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、青函フェリー株式会社の取締役会によって承認された事業計画と、事業計画が策定されている期間を超えている期間については事業計画の最終年度の数値に基づいて行っております。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となっているフェリーの輸送台数、輸送単価及び燃料油価格であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は不確実性を伴うため、将来の経済環境の変動などにより影響を受ける可能性があり、結果として将来キャッシュ・フローが減少した場合、減損損失が発生する可能性があります。

5. 追加情報

当社の株価や当社グループの業績と当社グループの従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

1. 取引の概要

当社およびグループ会社は、従業員等に対し役職等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員等の株価および業績向上への関心が高まり、これまで以上に業績達成に向けて意欲的に業務に取り組むことが期待されます。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額は、当連結会計年度798,659千円であり、株式数は、当連結会計年度452千株であります。

6. 連結貸借対照表注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 55,708,263千円

(2) 担保に供している資産

船	船	4,192,746千円
建物及び構築物		2,775,270千円
土地	地	3,084,310千円
投資有価証券		5,766,889千円
関係会社株式		800,000千円
	計	<u>16,619,216千円</u>

担保付債務

短期借入金	510,000千円
1年以内返済予定長期借入金	1,616,788千円
長期借入金	6,662,495千円
計	<u>8,789,283千円</u>

(3) 保証債務

非連結子会社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

大和陸運株式会社 10,000千円

(4) 受取手形、売掛金及び契約資産の金額

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	317,292千円
売掛金	7,108,200千円
契約資産	2,507千円
計	<u>7,428,000千円</u>

(5) 契約負債の金額

その他流動負債のうち、契約負債の残高 134,404千円

7. 連結損益計算書注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 53,256,471千円

8. 連結株主資本等変動計算書注記

(1) 発行済株式の種類および総数

普通株式

12,739,696株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和7年6月27日 定時株主総会	普通株式	311,756	25	令和7年3月31日	令和7年6月30日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和8年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	741,176	60	令和8年3月31日	令和8年6月29日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金27,168千円が含まれております。

9. 金融商品注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に照らして必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しております。資金運用については原則として預金等を中心として元本が保証されるか若しくはそれに準じる安定的な運用成果の得られるものを対象としており、有価証券及びデリバティブは、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外取引を行うにあたり生じる外貨建てのものについては為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての営業債務の残高の範囲内にあるものが多いため、為替リスクのヘッジはしておりません。

有価証券は外貨建MMFと合同運用指定金信託であります。外貨建MMFは、為替変動リスクに晒されておりますが、安全性の高い金融商品であります。また、合同運用指定金銭信託は、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品であり、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式、投資事業組合への出資等であります。これらは、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての営業債権の残高の範囲内にあるものが多いため、為替リスクはヘッジしておりません。

借入金および社債は、設備投資・運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、借入期日および社債償還日は最長で決算日後12年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用しており、投機を目的としたデリバティブ取引は行わない方針であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

1)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権および貸付金について各事業部門が主要取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を信用度の高い金融機関を取引相手としており、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2)市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、資金担当部門が稟議規程に従い、稟議決裁を経て行っております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

3)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、コミットメントラインの活用など資金調達の多様化、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券(*2)	20,043,285	20,043,285	—
資産計	20,043,285	20,043,285	—
(1) 長期借入金 (*3)	13,288,407	12,791,629	△496,777
(2) 長期未払金 (*3)	11,578,834	10,644,298	△934,535
負債計	24,867,242	23,435,928	△1,431,313

(*1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「有価証券(MMF及び合同運用指定金銭信託)」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式及び投資事業組合への出資は時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	1,095,324
投資事業組合への出資	115,450

(*3) 長期借入金および長期未払金には1年内の返済予定分を含んでおります。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	12,681,825	—	—	—
受取手形	317,292	—	—	—
売掛金	7,108,200	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 合同運用指定金銭信託	200,000	—	—	—
合計	20,307,318	—	—	—

(注2) 長期借入金、長期未払金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,620,000	—	—	—	—	—
長期借入金	2,764,348	2,527,196	2,321,092	1,485,823	2,065,078	2,124,869
長期未払金	1,170,507	1,170,507	1,375,951	1,040,753	1,040,753	5,780,360
合計	5,554,856	3,697,704	3,697,044	2,526,576	3,105,831	7,905,229

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	20,043,285	—	—	20,043,285
資産計	20,043,285	—	—	20,043,285

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	12,791,629	－	12,791,629
長期未払金	－	10,644,298	－	10,644,298
負債計	－	23,435,928	－	23,435,928

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負 債

長期借入金、長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を当該借入金、未払金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、東京都・北海道その他の地域において、賃貸用の店舗ビル・倉庫等を有しております。令和8年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は313,928千円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は次のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末残高	
2,771,377	△9,953	2,761,424	8,283,312

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいて算定した金額であります。ただし、直近の評価時点から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

11. 1株当たり情報注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,863円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 300円96銭 |

12. 重要な後発事象注記

(1)三陸運輸株式会社の簡易株式交換による完全子会社化

当社は、令和8年1月20日開催の取締役会決議に基づき、令和8年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、三陸運輸株式会社（以下「三陸運輸」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

①企業結合の概要

i)株式交換完全子会社の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称	三陸運輸株式会社
事業の内容	港湾運送事業、通関業、貨物利用運送事業、倉庫業、貨物自動車運送業等

ii)企業結合の目的

- ・グループ経営体制の強化
- ・事業戦略及び投資判断等に関する意思決定の迅速化、柔軟化

- ・海運事業と陸上物流事業の連携強化
- ・輸送品質の向上、業務効率化及びコスト競争力の強化
- ・当社グループの持続的な成長及び企業価値向上

iii)③企業結合日

令和8年4月1日

iv)企業結合の法的形式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、三陸運輸を株式交換完全子会社とする株式交換であります。本株式交換は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により行いました。

v)結合後企業の名称

名称変更はありません。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理を行っております。

③子会社株式の追加取得に関する事柄

i)取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価(普通株式) 676,316千円

取得原価 676,316千円

ii)株式の種類及び交換比率並びに交付株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	三陸運輸株式会社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	4.38
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式356,707株	

(注)1.株式の割当比率

三陸運輸株式1株に対して、当社普通株式4.38株を割当交付しております。ただし、当社が保有する三陸運輸株式(699,790株)については、本株式交換による株式の割当ては行っておりません。

2.本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が三陸運輸の発行済株式(ただし、当社が保有する三陸運輸株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時における三陸運輸の株主に対して、その保有する三陸運輸株式に代わり、本株式交換比率に基づいて算出し

た数の当社株式を割当交付いたしました。

当社は、本株式交換により交付する株式として、当社が保有する自己株式を充当しており、本株式交換における割当てに際して新たに株式は発行しておりません。

④本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換比率の算定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、当社及び三陸運輸から独立した第三者算定機関として税理士法人二重橋総合会計事務所を選定し、株式価値の算定を依頼しました。

当社は、税理士法人二重橋総合会計事務所から提出を受けた株式価値の算定結果等を参考に、三陸運輸の財務状況、業績動向及び将来の見通し等を総合的に勘案した上で、当事者間で慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であるとの判断に至りました。

(2) ケイセブン株式会社の簡易株式交換による完全子会社化

当社は、令和8年1月20日開催の取締役会決議に基づき、令和8年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ケイセブン（以下「ケイセブン」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

①企業結合の概要

i) 株式交換完全子会社の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称	株式会社ケイセブン
事業の内容	船舶用部品及び備品製造・販売、燃料油類販売、船舶関連事業等

ii) 企業結合の目的

- ・グループ経営体制の強化
- ・事業戦略及び投資判断等に関する意思決定の迅速化・柔軟化
- ・輸送品質の向上、業務効率化及びコスト競争力の強化
- ・当社グループの持続的な成長及び企業価値向上

iii) 企業結合日

令和8年4月1日

iv) 企業結合の法的形式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、ケイセブンを株式交換完全子会社とする株式交換であります。本株式交換は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により行いました。

v) 結合後企業の名称

名称変更はありません。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理を行っております。

③子会社株式の追加取得に関する事柄

i)取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価(普通株式) 11,731千円

取得原価 11,731千円

ii)株式の種類及び交換比率並びに交付株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	ケイセブン (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.07
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式6,188株	

(注)1.株式の割当比率

ケイセブン株式1株に対して、当社普通株式0.07株を割当交付しております。ただし、当社が保有するケイセブン株式(106,600株)については、本株式交換による株式の割当では行っておりません。

2.本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がケイセブンの発行済株式(ただし、当社が保有するケイセブン株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時におけるケイセブンの株主に対して、その保有するケイセブン株式に代わり、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたしました。

当社は、本株式交換により交付する株式として、当社が保有する自己株式を充当しており、本株式交換における割当てに際して新たに株式は発行しておりません。

④本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換比率の算定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、当社及びケイセブンから独立した第三者算定機関として辻・本郷税理士法人を選定し、株式価値の算定を依頼しました。

当社は、辻・本郷税理士法人から提出を受けた株式価値の算定結果等を参考に、ケイセブンの財務状況、業績動向及び将来の見通し等を総合的に勘案した上で、当事者間で慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であるとの判断に至りました。

貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,941,163	流動負債	7,466,767
現金及び預金	2,131,884	海運業未払金	1,169,674
受取手形	70,299	短期借入金	2,500,000
海運業未収金	2,389,437	1年以内返済予定長期借入金	2,699,276
貯蔵品	188,396	リース債務	31,723
未収入金	15,932	未払金	68,955
その他流動資産	145,219	未払費用	64,828
貸倒引当金	△6	未払法人税等	746,983
固定資産	31,881,859	与引当金	80,544
有形固定資産	8,043,602	その他流動負債	104,782
船舶	3,114,600	固定負債	11,462,800
建築物	385,927	長期借入金	6,606,334
構築物	484	繰延税金負債	4,361,539
車輜及び運搬具	497,186	リース債務	171,668
工具器具備品	268,568	退職給付引当金	159,500
土地	2,122,110	役員退職慰労引当金	85,941
リース資産	183,454	株式給付引当金	67,948
建設仮勘定	1,471,270	その他の固定負債	9,867
無形固定資産	47,485	負債合計	18,929,568
ソフトウェア	45,023	純資産の部	
その他無形固定資産	2,462	株主資本	8,236,182
投資その他の資産	23,790,771	資本金	1,215,035
投資有価証券	17,936,587	資本剰余金	772,615
関係会社株式	5,388,800	資本準備金	740,021
従業員に対する長期貸付金	30,707	その他資本剰余金	32,594
長期前払費用	9,510	利益剰余金	7,464,345
会員権	8,650	利益準備金	235,800
保険積立金	287,962	その他利益剰余金	7,228,545
差入保証金	131,088	圧縮記帳積立金	113,651
その他投資	603	別途積立金	1,665,000
貸倒引当金	△3,140	繰越利益剰余金	5,449,894
資産合計	36,823,023	自己株式	△1,215,814
		評価・換算差額等	9,657,272
		その他有価証券評価差額金	9,657,272
		純資産合計	17,893,455
		負債及び純資産合計	36,823,023

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
海運業 費用	18,639,753
海運業 航業 費用	8,408,370
海運業 航業 費用	1,250,941
海運業 航業 費用	7,043,493
海運業 航業 費用	16,702,805
海運業 航業 費用	1,936,947
海運業 航業 費用	105,506
海運業 航業 費用	35,834
海運業 航業 費用	69,671
海運業 航業 費用	2,006,618
海運業 航業 費用	1,575,976
海運業 航業 費用	430,641
海運業 航業 費用	8,836
海運業 航業 費用	659,276
海運業 航業 費用	171,006
海運業 航業 費用	82,462
海運業 航業 費用	921,582
海運業 航業 費用	92,348
海運業 航業 費用	24,095
海運業 航業 費用	1,235,780
海運業 航業 費用	4,139
海運業 航業 費用	2,137,097
海運業 航業 費用	4,060
海運業 航業 費用	2,145,297
海運業 航業 費用	46
海運業 航業 費用	0
海運業 航業 費用	47
海運業 航業 費用	3,381,031
海運業 航業 費用	1,005,029
海運業 航業 費用	9,817
海運業 航業 費用	2,366,184

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				利益剰余金 合計			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金						
						圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
令和 7 年 4 月 1 日 残高	1,215,035	740,021	27,535	767,557	235,800	113,882	1,665,000	3,395,235	5,409,917	△235,266	7,157,244	
事業年度中の変動額												
圧縮記帳積立金の取崩						△231		231	-		-	
剰余金の配当								△311,756	△311,756		△311,756	
当期純利益								2,366,184	2,366,184		2,366,184	
自己株式の取得										△201,796	△201,796	
株式給付信託による 自己株式の取得										△798,659	△798,659	
自己株式の処分			5,058	5,058						19,907	24,966	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)												
事業年度中の 変動額合計	-	-	5,058	5,058	-	△231	-	2,054,659	2,054,427	△980,548	1,078,938	
令和 8 年 3 月 31 日 残高	1,215,035	740,021	32,594	772,615	235,800	113,651	1,665,000	5,449,894	7,464,345	△1,215,814	8,236,182	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
令和 7 年 4 月 1 日 残高	7,939,443	7,939,443	15,096,687
事業年度中の変動額			
圧縮記帳積立金の取崩			-
剰余金の配当			△311,756
当期純利益			2,366,184
自己株式の取得			△201,796
株式給付信託による 自己株式の取得			△798,659
自己株式の処分			24,966
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	1,717,829	1,717,829	1,717,829
事業年度中の 変動額合計	1,717,829	1,717,829	2,796,767
令和 8 年 3 月 31 日 残高	9,657,272	9,657,272	17,893,455

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

①子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式

主に移動平均法による原価法

投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、当社の持分相当損益を営業外損益に計上し、投資有価証券に加減しております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

船 舶 定額法を採用しております。

そ の 他 主に定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

②無形固定資産 (リース資産を除く)

ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、令和元年6月27日開催の第146回定時株主総会で決議された役員退職慰労金の打ち切り支給額のうち、将来の支給見込額を計上しております。

⑤株式給付引当金

株式給付規定に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、株式給付引当金を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

①海運事業

海運事業は、集荷から最終目的地での積み荷の引き渡しを行う海上輸送サービスを提供するものであります。

当該履行義務は、目的地までの期間や距離などの一定の期間にわたり充足されると判断し、収益を認識しています。ただし、サービスの提供開始から完了までの期間が著しく短い内航運送については、実務上の便法により最終目的地における積み荷の引き渡し時点で一括して収益を認識しています。

②不動産事業

不動産事業は、当社グループが所有又は賃借している不動産を顧客に賃貸するものであります。不動産の賃貸は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しています。

2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式	5,388,800千円(うち、青函フェリー株式会社 801,413千円)
関係会社株式評価損	－千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式の評価については、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合、実質価額まで減額し評価損を認識します。

当事業年度において関係会社株式評価損は計上しておりませんが、連結注記表『4. 会計上の見積りに関する注記』に記載のとおり、当社の子会社である青函フェリー株式会社の有形固定資産において減損の兆候があることから、翌事業年度において当該子会社が減損損失を計上したことにより財政状態が悪化した場合には、当該子会社株式に係る関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

4. 貸借対照表注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権		891,869千円
関係会社に対する長期金銭債権		30,000千円
関係会社に対する短期金銭債務		3,850,520千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		10,687,223千円
(3) 担保に供している資産	船	舶
	建	物
	土	地
	投 資 有 価 証 券	5,704,403千円
	関 係 会 社 株 式	800,000千円
	計	10,448,384千円

担保付債務	1年以内返済予定	
	長期借入金	1,152,000千円
	長期借入金	4,370,000千円
	計	<u>5,522,000千円</u>

(4) 保証債務

金融機関からの借入等に対する債務保証	(株)登別グランドホテル	1,856,244千円
	青函フェリー(株)	5,234,126千円
	栗林物流システム(株)	3,880,867千円
	(株)セブン	149,613千円
	栗林マリタイム(株)	4,389,846千円
	計	<u>15,510,697千円</u>

5. 損益計算書注記

(1) 関係会社との取引高

海運業収益	5,039,293千円
海運業費用	9,615,381千円
販売費及び一般管理費	13,015千円
その他事業収益	103,946千円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	109,970千円
営業外費用	9,742千円

6. 株主資本等変動計算書注記

(1) 発行済株式の種類および総数

普通株式 12,739,696株

(2) 自己株式の種類および総数

普通株式 839,551株

(注) 普通株式の自己株式数には、信託が保有する当社株式452,800株が含まれておりません。

7. 税効果会計注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
(繰延税金資産)

未払事業税	40,288千円
賞与引当金	25,387千円

退職給付引当金	50,274千円
役員退職慰労引当金	27,088千円
投資有価証券評価損	9,739千円
関係会社株式評価損	859,857千円
関係会社貸付金	661,920千円
会員権評価損	4,526千円
その他	202,923千円
繰延税金資産 小計	1,882,006千円
評価性引当額	△1,743,967千円
繰延税金資産 合計	138,039千円
(繰延税金負債)	
圧縮記帳積立金	52,310千円
その他有価証券評価差額金	4,445,053千円
その他	2,216千円
繰延税金負債 合計	4,499,579千円
繰延税金負債の純額	△4,361,539千円

8. 関連当事者との取引注記

(1)子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	青函フェリー 株式会社	所有 直接 99.7%	借船関係取引 債務保証	借船関係取引(注3)	7,694	海運業未払金	264
				債務保証(注4)	5,234,126	—	—
				保証料の受取(注1)	2,753	—	—
	大和運輸 株式会社	所有 直接 30.6% 間接 36.3%	港湾運送作業 集荷代理店業務	港湾運送作業(注3)	1,496,858	海運業未収金	524,979
				集荷代理店業務(注3)	809,126	海運業未払金	76,325
	三陸運輸 株式会社	所有 直接 89.6%	港湾運送作業 集荷代理店業務 資金の借入	港湾運送作業(注3)	355,586	海運業未収金	33,779
				集荷代理店業務(注3)	366,876	海運業未払金	35,620
				資金の借入(注5)	500,000	短期借入金	500,000
				利息の支払(注5)	131	—	—
	栗林物流 システム 株式会社	所有 直接 100.0%	借船関係取引 債務保証 資金の借入	借船関係取引(注3)	1,006,995	海運業未払金	66,792
				債務保証(注4)	3,880,867	—	—
				保証料の受取(注1)	2,110	—	—
				借入金の返済	200,000	1年以内長期借入金	250,000
				利息の支払(注5)	4,160	未払費用	522
株式会社 登別グランド ホテル	所有 直接 91.5% 間接 2.0%	債務保証	債務保証(注4)	1,856,244	—	—	
			保証料の受取(注1)	994	—	—	
株式会社 セブン	所有 直接 100.0%	債務保証	債務保証(注4)	149,613	—	—	
			保証料の受取(注1)	85	—	—	
			資金の貸付(注6)	40,000	1年以内長期貸付金	8,000	
			貸付金の回収	2,000	長期貸付金	30,000	
株式会社 ケイセブン	所有 直接 54.7%	燃料油等 購入及び 修理作業	燃料油等購入および 修理作業(注2)	3,776,745	海運業未払金	369,285	
			利息の受取(注6)	222	未収入金	54	
栗林運輸 株式会社	所有 直接 90.1%	港湾運送作業 資金の借入	港湾運送作業(注3)	3,015,505	海運業未収金	292,394	
			資金の借入(注5)	2,000,000	短期借入金	2,000,000	
			利息の支払(注5)	449	未払費用	449	
栗林マリタイム 株式会社	所有 直接 100.0%	借船関係取引 債務保証 資金の借入	借船関係取引(注3)	2,189,002	海運業未払金	3,412	
			債務保証(注4)	4,389,846	—	—	
			保証料の受取(注1)	2,338	—	—	
			資金の借入(注5)	—	1年以内長期借入金	400,000	
			利息の支払(注5)	5,000	—	—	

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は銀行借入等に対して債務保証を行っており、保証料を受領しております。
2. 市場価格を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
3. 市場価格、総原価を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
4. 債務保証については、金融機関からの借入金に対し、債務保証を行ったものであります。
5. 資金の借入については、原則市場金利等を勘案し、金利等を合理的に決定しております。
6. 資金の貸付については、原則市場金利等を勘案し、金利等を合理的に決定しております。

9. 1株当たり情報注記

(1) 1株当たり純資産額	1,503円63銭
(2) 1株当たり当期純利益	191円22銭

10. 重要な後発事象注記

「連結注記表 12. 重要な後発事象注記」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和8年5月20日

栗林商船株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀越 喜臣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田島 哲平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、栗林商船株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、栗林商船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和8年5月20日

栗林商船株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀越 喜臣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田島 哲平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、栗林商船株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第153期事業年度における取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、当監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を、会計監査人EY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和8年5月20日

栗林商船株式会社 監査役会

監査役(常勤) 横川 憲人 ㊟

監査役 廣渡 鉄 ㊟

監査役 和田 芳幸 ㊟

(注) 監査役横川憲人、廣渡 鉄および和田芳幸は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

第153回定時株主総会会場ご案内略図

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
 新大手町ビル 4階429区 当社会議室
 電話 (03) 5203-7981 (代表)



J R 東京駅…丸の内北口より徒歩5分

東京メトロ丸の内線・東西線・半蔵門線・千代田線・都営三田線

大手町駅…B3出口(階段)直結/B2c出口(エレベーター有)より徒歩2分/

A5出口(エレベーター有)より徒歩2分

●車いすでご来場の株主様は座席へのご案内等のお手伝いをさせていただきますので、運営スタッフまでお気軽にお声掛けください。

栗林商船株式会社

<https://www.kuribayashishosen.com>

この株主総会招集ご通知の内容は、上記ホームページ上でもご覧になれます。



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に
 基づき、より多くの人へ適切に情報を伝え
 られるよう配慮した見やすいユニバーサル
 デザインフォントを採用しています。